

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
別紙の通り（ 51 地区 ）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 6 年 3 月 8 日
3. プラン修正理由
別紙の通り
4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる
農業者（担い手）の状況
別紙の通り
5. 地域農業の将来のあり方
別紙の通り
6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針
別紙の通り

令和5年度 第6期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性					将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
24	大泉 (白山、矢馳、山田、布目、大淀川、小淀川、寺田、井岡、岡山、森片、上清水、中清水、下清水、清水新田)	R6.3.8	・中心経営体の追加 ・中心経営体の削除	4人 5人	(171)	(157)	(13)	(1)	(171)	(97)	(1)	(73)	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
38	平田	R6.3.8	・中心経営体の削除 ・中心経営体の経営面積変更	1人 1人	(21)	(20)	(1)	(0)	(21)	(16)	(0)	(5)	・担い手は十分確保されている。 ・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開する。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
53	上郷 (石山、楯川原、水沢、広浜、大谷上、大谷下、中山、矢引、中沢、大荒、上京田、金山、山口、竹の浦、草井谷)	R6.3.8	・中心経営体の削除	1人	(95)	(92)	(3)	(0)	(95)	(53)	(3)	(39)	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
					170	155	14	1	170	98	1	71			
					20	19	1	0	20	15	0	5			
					94	91	3	0	94	52	3	39			

令和5年度 第6期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【 上段()内が前回までの数値、下段が最新数値 】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農 (任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
68	西郷地区砂丘畑 (下川上、下川中、下川下、千安京田、面野山、辻興屋、西沼、長崎、西茨、東茨、道地、七窪)	R6. 3. 8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 	(209)	(205)	(4)	(0)	(209)	(157)	(5)	(47)	・概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の賃貸の検討が必要。 ・耕作放棄地を耕作可能な圃場に戻す対策が必要。 ・話し合い等により、担い手に集積・集約化する。	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方 メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。	・農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。
				合計 (前回)	(496)	(474)	(21)	(1)	(496)	(323)	(9)				
				合計 (今回)	493	470	22	1	493	322	9	162			

令和5年度第6期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	上町	R6.3.8	・中心経営体の引受意向面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 3人	(17) 17	(13) 13	(4) 4	(0) 0	(17) 17	(16) 16	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	古郡	R6.3.8	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでも取り組んでいけばブロックローテーションにも取り組んでいく。 ・飼料用米もまとまって取り組んでいく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	下中野目	R6.3.8	・貸付意向農地の追加 2人	(5) 5	(4) 4	(1) 1	(0) 0	(5) 5	(4) 4	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	野田目	R6.3.8	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 4人	(15) 15	(13) 13	(2) 2	(0) 0	(15) 15	(14) 14	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・新規就農を促進していく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	越後京田	R6.3.8	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(5) 5	(2) 2	(0) 0	(7) 7	(5) 5	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	添川	R6.3.8	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 2人	(19) 20	(18) 19	(1) 1	(0) 0	(19) 20	(15) 16	(0) 0	(4) 4	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・新規就農者を促進する。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・特別栽培等に取り組む高付加価値化を図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和5年度第6期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
14	鷺畑	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 2人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 6人 	(7)	(7)	(0)	(0)	(7)	(7)	(0)	(0)	・担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・V溝直播田植えを組織化し、経営体の生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
15	千原	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積の変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 3人 	(7)	(6)	(1)	(0)	(7)	(7)	(0)	(0)	・担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥など施肥基準を統一し、高付加価値なこだわり米を地域ブランド米として販売していきたい。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
16	東堀越	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積の変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 3人 	(17)	(17)	(0)	(0)	(17)	(11)	(0)	(6)	・担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値化を実践していく。 ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく。 ・飼料用米もまとまって取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
26	八色木	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 9人 貸付意向農地の追加 1人 	(23)	(19)	(4)	(0)	(23)	(17)	(0)	(6)	・担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・畜産農家と連携し、飼料米栽培に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
27	豊栄	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(10)	(8)	(2)	(0)	(10)	(9)	(0)	(1)	・担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に農地集積を進めながら、中心となる経営体の生産性の向上を図っていく。 ・複合化にも積極的に取り組んでいく。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
28	小中島	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積の変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(14)	(8)	(6)	(0)	(14)	(11)	(0)	(3)	・担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。 ・6次産業化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和5年度第6期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
30	西小路	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積の変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(8) 9	(6) 7	(2) 2	(0) 0	(8) 9	(7) 8	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
33	宮東	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積の変更 2人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 1人 	(12) 13	(12) 13	(0) 0	(0) 0	(12) 13	(12) 13	(0) 0	(0) 0	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 後継者(新規就農者)同士で連携し、労働力調整するとともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す。 水稲の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を实践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく。 大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
34	下通	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 4人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	(17) 17	(14) 14	(0) 0	(3) 3	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで集落でまとまって大豆の団地化(ブロックローテーション)に力を入れてきたが、今後とも継続して取り組んでいく。 農地の条件整備や環境保全活動に取り組んでいく。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集約し、生産性の向上を図る。 特別栽培の拡大により、高付加価値化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
36	東渡前	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(9) 9	(6) 6	(3) 3	(0) 0	(9) 9	(6) 6	(0) 0	(3) 3	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で転作物のブロックローテーション化に取り組み、生産性の向上を図る。 規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
37	西渡前	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(11) 11	(8) 8	(3) 3	(0) 0	(11) 11	(8) 8	(0) 0	(3) 3	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、地域の中心となる経営体については、規模拡大を視野に入れているものの、集落内、その他の農業者については、しばらく現状維持と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和5年度第6期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
40	上藤島	R6.3.8	・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(5) 5	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・新規就農を促進していく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
43	下平形	R6.3.8	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(5) 6	(5) 6	(0) 0	(0) 0	(5) 6	(4) 4	(0) 0	(1) 2	・担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・新規就農を促進していく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
45	中荒俣	R6.3.8	・中心経営体の経営面積変更 3人 ・中心経営体の引受意向面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(10) 10	(7) 7	(3) 3	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。 ・畜産との複合経営に取り組み環境保全型農業を目指す。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
48	大半田	R6.3.8	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(9) 10	(9) 9	(0) 1	(0) 0	(9) 10	(7) 8	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・新規就農を促進する。 ・野菜・花の高付加価値化を目指す。 ・先に立つ人が育ててくれれば、集落営農を目指すことも考えられる。 ・今後は離農する人、規模拡大する人の2極化が進むと考えられる。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
49	箕升新田	R6.3.8	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(4) 4	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	・担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
合計(前回)				(243)	(205)	(38)	(0)	(243)	(201)	(0)	(42)					
合計(今回)				252	213	39	0	252	209	0	43					

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	兼務営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	中川代	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 2人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 	(22)	(21)	(1)	(0)	(22)	(17)	(2)	(3)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散圏を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 水稲を中心としながら、畑作との複合経営の安定化を図る。 耕作放棄地の利用を拡大し、月山麓の畑地の活用を図る。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。 地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営管理技術などお互いに不得意分野を救えあう。 中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散圏を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
3	大口	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 5人 	(7)	(6)	(1)	(0)	(7)	(7)	(0)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散圏を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散圏を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者への農地の集積や、農地の交換により、作業効率を上げ、低コスト生産に取り組む。 中心となる経営体以外の農業者は、草刈り等の作業受託により連携を図る。 飼料用米の地産地消により、農地の保全と低コスト化、付加価値養豚に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散圏を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
4	戸野 坂之下 十文字	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 5人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 4人 	(15)	(14)	(1)	(0)	(15)	(10)	(0)	(5)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散圏を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散圏を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し生産性向上を図り、利益の確保を図る。 中心となる農業者を地域で育てる環境整備を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散圏を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農 (任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
5	町屋 ・栄興屋 ・川行	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 8人 中心経営体の引受意向面積変更 3人 貸付意向農地の追加 3人 	(23)	(22)	(1)	(0)	(23)	(12)	(0)	(11)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手はいるが十分ではない。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				24	23	1	0	24	13	0	11			
6	小増川	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積の変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 3人 	(11)	(9)	(2)	(0)	(11)	(11)	(0)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手はいるが十分ではない。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地の集積し、生産費のコストダウンを図る。 農機具の共同化によるコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				12	10	2	0	12	12	0	0			
7	仙道	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積の変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 1人 	(13)	(10)	(3)	(0)	(13)	(11)	(1)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手はいるが十分ではない。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地の集積し、生産費のコストダウンを図る。 農機具の共同化によるコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				13	10	3	0	13	11	1	1			
9	川代山	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(11)	(10)	(1)	(0)	(11)	(7)	(0)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手はいるが十分ではない。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 新規就農者同士と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 中心となる経営体と連携するもの(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレータ等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				12	11	1	0	12	8	0	4			

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	高齢農業者 (任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
11	東荒川	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(9) 10	(8) 9	(1) 1	(0) 0	(9) 10	(9) 9	(0) 0	(0) 1	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農家へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・地域として、有機・特別栽培等の高付加価値の米生産をする。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
12	金森目	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 4人 中心経営体の引受意向面積変更 4人 貸付意向農地の追加 6人 	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農家へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・地域として、有機・特別栽培等の高付加価値の米生産をする。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
18	松ヶ岡	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 2人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 5人 	(17) 18	(12) 12	(5) 6	(0) 0	(17) 18	(17) 18	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
20	鎌田	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(11) 12	(11) 11	(0) 1	(0) 0	(11) 12	(11) 12	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・遊休農地を再生利用し、経営安定を図る。 ・新規就農者と連携し、生産、労働力、経営管理技術の修得を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	黒澤宮農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
21	泉野	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 2人 	(9)	(9)	(0)	(0)	(9)	(7)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 遊休農地を再生利用し、経営安定を図る。 新規就農者と連携し、生産、労働力、経営管理技術の修得を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
24	海谷森	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(2)	(2)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
26	手向	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(8)	(7)	(0)	(1)	(8)	(7)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
31	桶東	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 3人 	(12)	(11)	(1)	(0)	(12)	(10)	(1)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性					将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	無落首農 (任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
33	下川代	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の属性変更 2人 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(16)	(16)	(0)	(0)	(16)	(9)	(0)	(7)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯図を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
34	西荒川	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 2人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 3人 	(20)	(17)	(3)	(0)	(20)	(16)	(0)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯図を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
37	松尾・石野新田	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 2人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(14)	(10)	(4)	(0)	(14)	(13)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯図を解消する。 耕作放棄地を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
39	市野山	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 2人 	(13)	(12)	(1)	(0)	(13)	(12)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯図を解消する。 耕作放棄地を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
合計(前回)				(240)	(213)	(26)	(1)	(240)	(194)	(4)	(42)				
合計(今回)				254	224	29	1	254	204	4	46				

令和5年度第6期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
4	西荒屋	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 1人 	(26)	(26)	(0)	(0)	(26)	(23)	(0)	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める。 ・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稻の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく。 ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				26	26	0	0	26	23	0	3				
13	黒川上	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 3人 	(22)	(21)	(1)	(0)	(22)	(17)	(1)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開する。 ・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				22	21	1	0	22	17	1	4				
14	黒川中	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 4人 中心経営体の引受意向面積変更 1人 貸付意向農地の追加 2人 	(14)	(13)	(1)	(0)	(14)	(8)	(0)	(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る。 ・水稻・野菜・果樹等の複合化経営を図る。 ・小規模農家が集約して法人化を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				14	13	1	0	14	8	0	6				
15	黒川下	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 2人 中心経営体の引受意向面積変更 2人 貸付意向農地の追加 2人 	(28)	(25)	(3)	(0)	(28)	(25)	(1)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手は十分確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				30	27	3	0	30	27	1	2				
合計(前回)				(90)	(85)	(5)	(0)	(90)	(73)	(2)	(15)				
合計(今回)				92	87	5	0	92	75	2	15				

令和5年度 第6期 鶴岡市「人・農地プラン」の認定について（朝日地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
1	大針	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積の変更 1人 中心経営体の引受意向面積の変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(2) 2	(0) 0	(9) (9)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付していく。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。
2	田麦俣	R6.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の引受意向面積の変更 1人 	(7) 7	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(7) 7	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・他地区から積極的に新たな担い手を受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用方法として、山菜の作付けを中心に、地区内に限らず、積極的に外部からの新たな耕作者を受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。
			合計（前回）	(18)	(18)	(0)	(0)	(18)	(2)	(0)	(16)				
			合計（今回）	18	18	0	0	18	2	0	16				